

岩手県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定した旨、報告があった。

平成28年12月20日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 滝沢市
- 2 指定した施設の名称 滝沢市交流拠点複合施設